

産業保健総合支援事業の概要

従来の体制

地域産業保健センター (単年度ごとの委託)

労働者数50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に産業保健サービスを提供

産業保健推進センター・ 産業保健推進連絡事務所

産業保健スタッフ等を対象に、相談、研修、情報提供等の支援を実施

メンタルヘルス対策支援センター (単年度ごとの委託)

産業保健スタッフや事業主を対象に職場のメンタルヘルス対策を支援

1年ごとに実施者が変わる？

産業保健三事業 の一元化

各センターの違いがわかりにくい！

小規模事業場も専門的サービスを受けたい。

～ワンストップサービス～

今まではそれぞれのセンター窓口にお問い合わせ・お申込みが必要でしたが、平成26年4月からはご利用された窓口から、必要に応じて適切なサービスをご紹介します、こころとからだの両面からの総合的な支援を実施することとしています。

産業保健総合支援センターの 主なサービス(全国47か所)

▶専門的相談対応と個別訪問支援

- ・産業保健スタッフ等の方からのさまざまな相談に、専門スタッフがお答えします。
- ・作業環境管理、作業管理等について、必要に応じて事業場を訪問してアドバイスします。
- ・中小規模事業場を訪問して、メンタルヘルス対策の導入をお手伝いします。
- ・管理監督者などを対象としたメンタルヘルス教育を実施します。

▶産業保健スタッフへの研修、事例検討会の開催

- ・産業保健スタッフ等を対象として、専門的・実践的な研修やメンタルヘルス対策などの事業場の事例検討会を実施します。
- ・事業者や労働者の方を対象として、労働者の健康管理などに関する啓発セミナーを開催します。

▶産業保健に関する情報提供

- ・ホームページ、メールマガジン、情報誌の発行を通じて産業保健情報をお知らせします。

地域産業保健センターの 主なサービス

労働者50人未満の小規模事業場の事業者や労働者の方を対象に以下の支援を行います。

▶相談対応

- ・労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談にお答えします。
- ・健康診断の結果について、医師からの意見陳述を実施します。
- ・長時間労働者に対する面接指導を実施します。

▶個別訪問による産業保健指導

- ・事業場を訪問して、職場巡視、相談対応、労働衛生啓発事業の実施など、事業場の状況を踏まえた産業保健に係る指導等を行います。

連携